

調達管理番号：19a01323

国名：ブルンジ

担当部署：人間開発部・保健第一グループ第一チーム

案件名：ブルンジ国母子保健サービス強化プロジェクト

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：5S-KAIZEN-TQM活動
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年7月上旬から2021年7月下旬まで

※本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況や2020年5月に予定されている大統領選挙を控えて、ブルンジ国政府側の対応、現地情勢によっては渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。

- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 1.73M/M、合計 2.43M/M

- (3) 業務日数： 国内準備 5日 現地業務 21日 国内業務 2日 現地業務 21日 国内業務 2日 現地業務 10日 国内整理 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年6月3日(水)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	5S-KAIZEN-TQM活動にかかる各種業務
対象国/類似地域	ブルンジ/全途上国
語学の種類	仏語

### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

ブルンジ共和国（以下、「ブ」国と記す）は、1993年から10年以上内戦が続き、国家の経済、社会、保健システムは大きな影響を受け、依然復興段階にある。「ブ」国における妊産婦死亡率は334（出生10万対、DHS2016-2017）、新生児死亡率は23（出生1,000対、同）、5歳未満児死亡率は78（出生1,000対、同）と他のサブサハラアフリカ諸国と比較しても高く、母子保健の改善は急務とされている。「ブ」国政府は、2005年から緊急産科・新生児ケアに係る研修を開始、2006年から妊産婦及び5歳未満児の医療費無料化政策を導入、2010年からはインセンティブ付与による医療人材の適正配置等を目的とした成果に基づく支払方式（Performance Based Finance: PBF）を導入し、産科・新生児ケアのサービスのアクセスと質の改善に取り組んできた。こういった「ブ」国の積極的な対策より、施設分娩率は85%（リプロヘルス年鑑2018）に達している。

しかしながら、ブルンジでは保健施設における妊産婦死亡率101（出生10万対）や周産期死亡率12.4（出生1,000対）は依然として高いままであることから、医療施設で提供されるケアの質の向上課題が残されている。この背景には、母子保健サービスに携わる専門職の人数不足が要因の一つとして挙げられる。2019年時点でブルンジ国内にいる専門職は、医師・看護師・助産師の合計はわずかに0.73（人口1,000対）にすぎず、WHOの保健人材閾値4.49（人口1,000対）よりはるかに低く、産科・新生児ケアに関わる保健人材の絶対数の少なさは危機的状態にある。また現場では多くの場合、専門性が不十分な保健人材が母子保健サービスの提供を担っていることから、既存の保健人材を最大限に活用し、サービス提供側の技術力向上・体制強化をすることにより、保健施設で提供されるケアの質やレファラルの向上が一層求められている。

これを受けて、ブルンジ保健・エイズ対策省をカウンターパート（C/P）機関として、2019年10月～2022年9月までの3年間の予定で「母子保健サービス強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始した。対象地域はギテガ県、ムワロ県であり、現在プロジェクトに長期専門家1名（母子保健）を派遣中、2020年6月には短期専門家（産科ケア）も派遣予定である。本プロジェクトでは、施設における継続ケアの実施能力強化を目的に、緊急産科・新生児ケアの現任研修（メンタリング・システム）の標準化モデルを策定・普及支援するとともに、5S-KAIZEN-TQM<sup>1</sup>のアプローチを応用することにより妊産婦死亡サーベイランスの強化を図り、死亡要因の分析とその対応策の確実な実行を促すことで、業務の改善のみならずケアの質を高めることを目指している。

ブルンジでは先行案件「母子保健向上を目的とする医療施設能力強化プロジェクト（2009年1月～2012年1月）」においてはブジュンブラの保健医療施設に5Sのアプローチを導入し、またアジア・アフリカ知識共創プログラムの「きれいな病院プログラム」の研修にブルンジの保健省C/Pを派遣することで、患者中心の妊産婦・新生児ケア改善の実践を図った。その後は、対象施設の一つであったプランス・レジャン・シャルル病院を中心に5Sの次のステップであるKAIZENへの全国普及・展開を目指したが、いまだ十分な展開や業務の改善には至っていない。さらに、2015年から2018年に実施した「妊産婦・新生児ケア人材の能力強化プロジェクト」においても5S活動の支援を行い、2012年に設立された国家5S委員会と共に、5S-KAIZEN-TQMのアプローチを普及するための戦略策定及び5S-KAIZEN-TQMを指導及び実践することのできる人材の育成を図った。

本プロジェクトでは、病院の業務改善を目的とした5S-KAIZEN-TQMの一般的なアプローチ導入にとどまらず、妊産婦・新生児ケアの質の向上を目指して、KAIZENアプローチを応用した妊産婦死亡監査モデル（KAIZEN-MPDSR）を構築し、プロジェクト対象地域におけるモデル導入、全国への普及・展開戦略の策定、KAIZEN-MPDSRの指導者研修の人材育成を支援する。

本業務従事者は、プロジェクト専門家、C/Pと協力し、緊急産科・新生児ケアの改善を促すモデルを策定し（MPDSR委員会の再開、MPDSRの提言の実施をフォローする業務改善体制など）、KAIZEN-MPDSRアプローチの導入検証および全国への普及戦略策定への技術支援を行う。

<sup>1</sup> 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の活動を通じた職場環境の改善を基点として、サービスの質を高めるアプローチ。5S活動を基盤として、KAIZEN活動（Continuous Quality Improvement）を実施し、総合的品質管理（Total Quality Management）の達成を目指す。

## 7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクトの長期専門家及びC/Pと協働で、KAIZENアプローチを応用した緊急産科・新生児ケアの改善モデル（KAIZEN-MPDSR）を構築し、モデル検証、導入実践、他地域への普及戦略策定を支援することを目的としている。KAIZEN-MPDSRアプローチの標準化・普及においては、本プロジェクトのメイン活動である緊急産科・新生児ケアに係るメンタリング・システムのモデル構築とその展開活動に連動して指導者研修を実施することで中央レベルのメンターの能力強化を図る。

### （1）国内準備期間（2020年7月上旬）

- ①関係資料を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②他国（おもに途上国）における5S-KAIZEN-TQMアプローチの産科・新生児ケアのサービス改善への応用について、その内容を把握し、参考となるグッド・プラクティスを収集する。
- ③現地派遣期間の業務計画をワークプラン（和文・仏文）に取りまとめ、JICA人間開発部に提出し、説明する。

### （2）第1次現地派遣期間（2020年7月中旬～8月上旬）

- ①現地業務開始時、プロジェクト専門家・C/P機関・ブルンジフィールドオフィス（以下、「ブルンジF0」）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を確認する。
- ②これまで5S-KAIZEN-TQM活動が導入された保健医療施設の緊急産科新生児ケアに係る現状を分析し、モデル構築および技術指導のための課題を整理する。C/P及びプロジェクト専門家と結果を共有し、課題解決のための方針、またKAIZEN-MDSR活動の普及戦略を検討する。普及戦略には、保健省の実施体制の確認、指導者研修実施後の定期的なモニタリング・監督支援を含む。
- ③プロジェクトで作成を支援する以下のKAIZEN-MPDSRの研修教材について、以下のプロセスを通じてドラフトを完成させる。
  - ア)プロジェクトで作成支援をしている以下の研修教材等ドラフト内容を把握・確認する。
    - ・研修モジュール
    - ・全国展開のための研修普及戦略表
    - ・KAIZEN-MPDSR活動評価シート
    - ・研修用教材（パワーポイント等）
  - イ)すでに5Sが導入されているギテガ・ムワロ県の病院、プランス・レジャン・シャルル病院におけるトライアルでは、その経験・教訓を取りまとめる。ドラフト教材やトライアル研修の評価を行う。
  - ウ)上記ア・イの結果を検討し、教材等の最終化に向けて技術的なインプットを行い、普及にむけた支援を行う。
- ④③で完成した教材等を用いて、KAIZEN-MPDSRに特化した中央レベルでの指導者研修を企画・実施し能力強化を図る。本プロジェクトの主活動である緊急産科・新生児ケアのメンタリング・システムのモデル普及活動に連動して実施する。
- ⑤現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、C/P機関、プロジェクトチーム及びブルンジF0に提出し、報告する。

### （3）国内作業期間（2020年11月上旬）

- ①JICA人間開発部に現地業務結果報告書を提出し、報告を行う。
- ②第2次現地派遣期間のワークプラン（和文・仏文）を作成し、JICA人間開発部に提出及び説明する。

### （4）第2次現地派遣期間（2020年11月中旬～12月上旬）

- ①現地業務開始時、プロジェクト専門家・C/P機関・ブルンジF0にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を確認する。

- ②プロジェクト対象地域（ギテガ県、ムワロ県、プランス・レジャン・シャルル病院）において、以下の業務を行う。
- （１）ギテガ県・ムワロ県の医療施設及びプランス・レジャン・シャルル病院を対象としたKAIZEN-MPDSR研修導入計画・実施への支援を行い、研修の標準化へ導く。
- （２）上記（２）③で完成したKAIZEN-MPDSR活動評価シート等を用いて、導入研修後のモニタリング・評価実施への技術支援を行うとともに、定期的なモニタリング及び現場監査支援にかかる計画立案を支援する。
- ③現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、C/P機関、プロジェクトチーム及びブルンジF0に提出し、報告する。
- （５）国内作業期間（2021年6月下旬）
- ①JICA人間開発部に現地業務結果報告書を提出し、報告を行う。
- ②第3次現地派遣期間のワークプラン（和文・仏文）を作成し、JICA人間開発部に提出及び説明する。
- （６）第3次現地派遣期間（2021年7月上旬）
- ①現地業務開始時、プロジェクト専門家・C/P機関・ブルンジF0にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を確認する。
- ②上記（２）③で完成した教材等を用いて、KAIZEN-MPDSRに特化した中央レベルでの指導者研修を企画・実施し能力強化を図る。
- ③プロジェクト対象地域（ギテガ県、ムワロ県、プランス・レジャン・シャルル病院）において、以下の業務を行う。
- （１）上記（２）③で完成した5S-KAIZEN-TQM活動評価シート等を用いて、KAIZEN-MPDSR研修後のモニタリング・評価実施への技術支援を行うとともに、モニタリング活動を含んだ研修全体の評価を行い研修モデルの最終化を行うと伴に、全国展開への戦略的な助言を行う。
- ④現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、C/P機関、プロジェクトチーム及びF0に提出し、報告する。
- （７）帰国後整理期間（2021年7月下旬）
- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA人間開発部に提出及び報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（３）専門家業務完了報告書とする。

- （１）ワークプラン（和文３部：JICA人間開発部、ブルンジF0、プロジェクトチーム、仏文４部：C/P機関、プロジェクトチーム、ブルンジF0、JICA人間開発部）  
 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- （２）現地業務結果報告書（第1次、第2次、第3次派遣）（和文・仏文各４部：C/P機関、プロジェクトチーム、ブルンジF0、JICA人間開発部）  
 記載項目は以下のとおり。
- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- （３）専門家業務完了報告書（和文３部：JICA人間開発部、ブルンジF0、プロジェクトチーム）  
 記載項目は以下のとおり。
- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題

⑤その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した5S-KAIZEN-TQM研修教材等を参考資料として添付すること。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田／羽田－ドーハー－ナイロビ－ジュンブラー－ナイロビ－ドーハー－成田／羽田を標準とします。

(2) 成果品作成費

仕様書で定める成果品の印刷・製本・電子化成果品作成に係る印刷・製本費は契約に含まます。※翻訳、ネイティブチェックに係る経費は計上できません。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は「7. 業務の内容」に示した時期を予定しており、第1次派遣は7月中旬以降の3週間の派遣予定ですが、第2次派遣については2020年11月中旬から12月上旬、第3次派遣については2021年7月上旬を予定しており、第1次派遣期間中に日程を決定する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・母子保健（長期派遣専門家）2019年10月より派遣中。
- ・産科ケア（短期専門家）2020年6月下旬頃派遣予定。
- ・母子健康手帳（短期専門家）2021年より派遣予定。

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プランス・レジャン・シャルル病院内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部・保健第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8353）にて配布します。

- ・詳細計画策定調査報告書

- ・ 先行案件で開発したブルンジ5S研修マニュアル
- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
  - ・ きれいな病院プログラム資料集  
(<http://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM/materials.html>)
  - ・ 5S-KAIZEN-TQMのテキスト  
([https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM-02/ku57pq00001pi3y4-att/text\\_j\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM-02/ku57pq00001pi3y4-att/text_j_01.pdf) )
  - ・ ブルンジ国における5S-KAIZEN-TQM手法による保健ケア・サービスの質の改善戦略(仏 : Stratégie d' amélioration de la Qualite des soins et des Services de santé par l' approche 5S-KAIZEN-TQM)
- ③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outml@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICアラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やブルンジ政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上